

特級基準分銅の検査証印有効期間の延長

岐阜市計量検査所は特級基準分銅を保有

⇒特級基準分銅は基準器検査規則により3年毎に国家標準(つくばセンター)にて検査が必要

特級基準分銅の有効期間を
3年⇒5年

- 運搬の際の「振動」や「落下等による損傷」などによる分銅の精度低下のリスクをより回避
- 検査の有効期間が延長できれば・・・
 - ・往復の運搬コストを削減
 - ・職員の事務手続きの手間を軽減



国家標準
(日本キログラム原器)



特級基準分銅

1級基準分銅

2級基準分銅

3級基準分銅

【制度改正の根拠】

- ・自己責任で厳格に保守管理が既にできている
- ・市内部の運用において、一度もトラブルが起きていない

基準器検査規則における検査証印の有効期間(抜粋)

基準器の種類	有効期間
イ 鑄鉄製又は軟鋼製の基準分銅 ※2級・3級	一年
ロ イに掲げる以外の基準分銅 (特級基準分銅を除く) ※1級	五年
ハ イ又はロに掲げるもの以外のもの ※特級	三年

【補足】

直近検査のスケジュール(内部手続き含め)

平成24年11月12日	受検申請起案
12月11日	関西センター持込
平成25年 1月30日	関西センター受領

〈次回検査〉

- 有効期限 平成27年12月18日
- 11月下旬発送予定(つくばセンター)

【参考】

